

得意先から工具を借り受けていた製造業者が、当該製造業者の所在地が原発事故により避難対象区域になると勘違いした当該得意先から当該工具を引き上げられたことによる逸失利益が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（ただし、下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### （1）損害項目

営業損害（ただし、被申立人の原子力発電所事故に起因して、取引先2社が工具を搬出したことにより、申立人が一部操業停止を余儀なくされたことによる逸失利益）

4, 208, 880円

#### （2）期 間 自 平成23年3月11日 至 平成23年8月31日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金420万8880円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月11日

（仲介委員 町田行功）